

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和4年9月7日（水曜日）午前10時50分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

- (1) 報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君
10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君
19番 田下 喜代 君		

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

○農業委員会事務局長（山岡透君）

それでは本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

本日は委員さん全員出席と言う事でご報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。18番 日置委員、19番 田下委員の二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。議案の差し替えをお願いします。本日、お配りしてあります農地法第3条の両面印刷の1ページ・2ページを先に郵送致しました議案の1ページ・2ページと差し替えをお願いします。

議案は、1ページになります。

1 番の案件

位置図は、1・2ページになります。

申請地は、大杉公民館の南西 430m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 307㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の維持管理が困難な為、譲受人に贈与するというもの。

譲受人は譲渡人の要望により、申請地を受贈し、農業経営を拡張するというものでございます。

2 番の案件

位置図は、3ページから4ページになります。

申請地は、JAめぐみの田原支店の北西約460mに位置する農振農用地区域内の 登記地目 田 現況地目 田 支柱部分は雑種地2筆 3, 291㎡の内 894.6㎡。

申請の目的は、区分地上権の設定です。設定期間は、3年間です。

使用貸人は、使用借人の要望に据えるというもの。使用借人は、申請地にて営農型太陽光発電を行うため、区分地上権を設定したいというものでございます。

区分地上権とは何かと言いますと、簡単に言えば、他人の土地の上空を使用する権利のことになります。

5条の4番と同時許可案件となります。

3 番の案件

位置図は、5ページから8ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターの西200m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1, 573㎡。

志津野転作促進技術研修センターの西530m程に位置する農振農用地 区域内の登記・現況地目 田 2筆 1, 489㎡。

志津野転作促進技術研修センターの西980m程に位置する農振農用地 区域内の登記・現況地目 田 1, 336㎡。

志津野転作促進技術研修センターの西500m程に位置する農振農用地 区域外の登記・現況地目 畑 3筆 310㎡。

志津野転作促進技術研修センターの西880m程に位置する農振農用地 区域外の登記・現況地目 畑 3筆 395㎡。

8筆合計 5, 103㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の管理が困難になっており、親戚にあたる譲受人に本申請地を無償にて譲渡し、譲受人の農

業経営基盤の安定拡充に寄与したいと言うもの。譲受人は、譲渡人の親戚にあたり、本申請地を無償にて取得し、耕作地の規模拡充を図り、益々、農業経営に努めたいと言うものでございます。

4番の案件

議案は2ページ、位置図は、9・10ページになります。

申請地は関市農村婦人の家の南300m程に位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆

1, 864㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人らは、耕作機械の不足から、農地の耕作が困難になってきたところ、譲受人より耕作の用に供したいとの申し出をうけ、譲渡すと言うもの。

譲受人は、農業経営拡大のために、申請地を譲り受けたと言うものでございます。

以上、所有権移転に関するもの3件、地上権設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。この件につきまして、補足説明をいただく前に、臼田委員さん、山田彰委員さん、青山委員さんから譲受人の営農状況について、お伺いをいたします。

臼田委員さん。

○2番（臼田正嗣君）

（3条1番2番について）現況を見てきましたけれど、耕作されて管理されています。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。

他の委員さんよろしいでしょうか。

（ありませんの声）

議案第1号について、他に補足説明のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号の4件について、許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の4件について許可することとします。続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、3ページになります。

1番の案件

位置図は、11・12ページになります。

申請地は、下倉知公民館の北西約230mに位置する登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆 2, 660㎡の内3, 60㎡。

農地の区分は、用途地域のため、第3種農地と判断します。

転用目的は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新です。一時転用期間は、10年間です。

当初、平成28年9月30日に最初の許可を受け、令和元年9月30日に2回目の県許可を受けまして、今回、許可期限を迎える事から、新たに期間延長の更新をするものです。8月25日に現地確認をしたところ、転用部分は支柱として利用されていることを確認しております。

また、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出されており、地域の平均単収の8割以上の収量があることを確認しており、一時転用の更新はやむを得ないものと判断します。

2番の案件

位置図は、13・14ページになります。

申請地は、西部公民センターの南東580m程に位置する登記地目 田 現況地目 雑種地 185㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場でございます。

申請人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難なため、周辺住民から駐車場敷地として賃借したい旨の申し出を受け、貸駐車場として利用したいと言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、昭和61年頃から貸駐車場敷地として利用されており、始末書が添付されております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

議案は、3・4ページ、位置図は、15・16ページになります。

申請地は、下白金公民センターの東240m程に位置する登記・現況地目 畑 2筆 199㎡、登記地目 田 現況地目 畑 662㎡、登記地目 宅地 現況地目 畑 3筆 97.84㎡ 6筆合計 958.84㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしており、住宅化が著しい区域内の農地である為、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅でございます。

申請人は、不動産業を営んでおり、本申請地は交通の便が良く、教育施設にも近い為、建売分譲住宅敷地として最適であると考え、申請すると言うものでございます。8月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は5条の14番、事変の3番と同時許可案件となります。

こちらの転用事業者につきまして、本日お配りしてあります、A3サイズで、左上に資料1と書いてある資料を見ていただくとお分かりになるかと思いますが、過去に分譲住宅で転用申請をしていましたが、更地分譲として広告を出していた事もありましたし、期日までに住宅が建築されていないということもあります。これらも考慮しつつ、担当地区の農業委員さんのご意見もお伺いし、みなさんのご意見を伺いたいと思います。以上、3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。現場確認をされた担当地区の委員さんよりご意見を頂きたいと思いますので、担当地区の井上委員さん、玉田委員さん、永田委員さんご意見や補足説明がありましたらお願いします。始めに井上委員さんよろしいでしょうか。

○4番（井上正隆君）

（4条2番について）特にありません。

○議長（野村茂君）

玉田委員さんよろしいでしょうか

○8番（玉田和久君）

（4条1番について）営農されており、結構だと思います。

○13番（永田千春君）

（4条3番について）はい、この現場については、資料1にあるように、計画の進捗状況がどうかということで現況の調査をしてきております。事務局の説明の通り実施されていないということは承知しておりますが、その他の事情について承知していなくて、私の方からの意見はございません。

○議長（野村茂君）

ありがとうございました。

ただ今、（４条１番～３番の案件について）委員さんの方からのご意見はございませんでしたが、（４条３番について）事務局から説明がありましたように以前申請されていたものが、未だに実行されていない土地があります。その件について、みなさんのご意見がお伺いできたらなと思いますが、いかがなものでしょうか。

（挙手無し）

こういう例はいくつかあるんですけど、あつてはいけません、申請がなされて分譲住宅を建てると言われそれが建設されていないということもあります。

そういったところで、ご意見がお伺いできればと思うのですがよろしいでしょうか。

（挙手無し）

田下委員さんよろしいでしょうか。

○１９番（田下喜代君）

高野の分譲住宅の予定のところは今は更地のままで売り出し中の看板が立っていました。一番上です。受付番号３２の。（５条１１番の案件に関して）

受付番号８９〇〇〇〇さんの分譲住宅４棟というのが今４棟目が建築中で計画通り４棟目が建ちつつあります。以上です。（４条３番、５条９番・１４番に関して）

○議長（野村茂君）

ありがとうございました。田下委員さんからは、分譲住宅１棟を建てるというところはまだ建ってなくて、更地であるということと（５条１１番の案件に関して）、今建築中の部分があるということでした。（４条３番、５条９番・１４番に関して）

これは田下さんの担当の地区のところということですね。はいありがとうございました。

他にご意見ございませんか。

（挙手無し）

はい、それではご意見ございませんようですので、皆さん方のご判断をお伺いしたいと思います。

この３件につきまして、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。もしこれが不許可相当であるということであれば、そちらのほうで意見をお伺いしたいと思います。２つに分けてお伺いしたいと思います、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議案第２号の３件について原案の通り許可相当とし岐阜県知事に進達することにご異議の無い方は挙手をお願いします。

（半数以上の挙手）

ありがとうございました。過半数以上の挙手をいただきましたので、議案第２号の３件については原案の通り岐阜県知事に進達することとします。

議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第５条第１項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、５ページからになります。

１番の案件

位置図は、１７・１８ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅の南１６０ｍ程に位置する登記・現況地目 田 ２筆 ４６２㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第３種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅兼接骨院です。譲渡人は、多忙であることから、申請地を管理することが困難

となってきたと言うもの。

譲受人は、自己用住宅兼接骨院を建築したいと言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件

位置図は、19・20ページになります。

申請地は、富岡小学校の南西410m程に位置する登記地目 田 現況地目宅地 512㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は譲受人の申し出に応じると言うもの。譲受人は現在の住まいが手狭であることから、本申請地を買い受け、自己用住宅敷地として利用したいと言うものでございます。

8月15日に 現地を確認したところ、平賀第一土地区画整理事業施行地区内であるため、宅地と確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。なお、本案件は、事変1番と同時許可案件となります。

3番の案件

位置図は、21・22ページになります。

申請地は、東田原公民館の北190m程に位置する登記・現況地目 畑 250㎡。

農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

なお、この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

使用貸人は、使用借人である長男に土地を貸与し、住環境の向上と、生活基盤の安定拡充に寄与したいというものでございます。

使用借人は、両親、妻、子と同居しておりますが、家族が増え、住環境が手狭となり、住環境の整備が急務となったため、実家に隣接した本申請地に一般個人住宅を建築したいと言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており農地転用の例外規定を満たすものと判断します。

4番の案件

議案は4ページ、位置図は、前にもどりまして、3・4ページになります。

議案の訂正をお願いします。1074番の面積でございますが、2,122㎡とあるのを2112㎡に訂正をお願いします。

申請地は、JAめぐみの田原支店の北西約460mに位置する農振農用地区域内の登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆 3,291㎡の内 5.4㎡。

申請地は農振農用地でございます。

転用目的は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新です。一時転用期間は、3年間です。

当初、平成28年9月30日に最初の許可を受け、令和元年9月30日に2回目の県許可を受けまして、今回、許可期限を迎える事から、新たに期間延長の更新をするものです。8月25日に現地確認をしたところ、転用部分は支柱として利用されていることを確認しています。

また、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出されており、地域の平均単収の8割以上の収量があることを確認しており、一時転用の更新はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は3条2番と同時許可案件となります。

5番の案件

位置図は、23・24ページになります。申請地は、田原小学校の北東270m程に位置する登記・現況地目 田 360㎡。

農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅 でございます。

なお、この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

使用貸人は、高齢で農業の継承を使用借人にさせたいと言うもの。

使用借人は、結婚し、子どもが生まれ、現在のアパートでは手狭であるため、住まいが必要となり、地元へ帰り農業にも携わるため申請すると言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

こちらの申請地につきましては、今回の除外で農振農用地から除外されましたので転用可能となっております。第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

県にも、総会での意見の詳細な説明をする必要があります。

周りは農振農用地で、転用の許可は難しい場所になりますので、近隣の農地の営農状況に支障がないか、などについて、ご意見を頂けたらと思います。

6番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、富野小学校の南160m程に位置する登記・現況地目 畑 2筆 879㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。譲渡人は、会社勤めであり、耕作が困難なため、譲受人の要望により譲り渡すと言うもの。譲受人は、申請地のそばに住んでいるが、家族が増え、住居が手狭になったため、敷地内に住宅を建設しようとしたが、土砂災害特別警戒区域に指定されており住宅の建設が出来ないため、本申請地を買い受け、住宅を建設したいと言うものでございます。

8月15日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと認しております。申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は、事変2番と同時許可案件となります。

7番の案件

議案は7ページ、位置図は、27・28ページになります。

申請地は、富野中学校の北70m程に位置する登記・現況地目 畑 601㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は資材置場及び駐車場でございます。

譲渡人は譲受人の要望に応じ、申請地を譲り渡すと言うもの。

譲受人は申請地を資材置場及び大型車駐車場として使用したいと言うものでございます。

8月15日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件

位置図は、29・30ページになります。

申請地は、桜ヶ丘小学校の南西400m程に位置する登記・現況地目 田 1,059㎡。

農地の区分は、農振農用地です。

転用の目的は、仮設現場事務所・仮設トイレ・仮設手洗場・駐車場・資材置場の一時転用です。

一時転用期間は、令和6年3月31日までです。

使用貸人は、使用借人の要望に応えると言うもの。

使用借人は、本申請地の近隣地にて、医療法人施設建設工事を請け負っているが、仮設現場事務所・仮設トイレ・仮設手洗場・駐車場・資材置場として本申請地が最適であると考え申請すると言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

こちらの申請地ですが、県に詳細な説明をする必要があります。

周りは1種農地であり、農地が連たんする中で、近隣の農地の営農状況に支障がないか、などについてご意見を頂けたらと思います。

9番の案件

位置図は、31・32ページになります。

申請地は、東本郷公民センターの北西340m程に位置する登記・現況地目 田 2, 029㎡。

農地の区分は、10ha以上の集団農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、建築条件付き分譲住宅でございます。

なお、この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

譲渡人は高齢であることから、本申請地を農地として適切に管理することが困難となってきたところ、譲受人より本申請地を買い受けたいとの申し出を受け、譲渡すと言うもの。

譲受人は、建築条件付き分譲住宅敷地として利用したいと言うものでございます。

8月15日に 現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

また、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

また、こちらの転用事業者につきましては、先ほどの4条3番と同じ事業者でございます。今まで転用の許可をとっても転用の目的を完了させていないという事実もあります。

また、本来は住宅を建ててから土地を売らなければならないところが土地だけ売るということで雑誌やチラシにも載っていたということ踏まえまして、県にも詳細な説明をして許可を得る必要がありますので担当地区の農業委員さんのご意見を伺いつつ皆さんのご意見をお伺いできればと思います。

10番の案件

議案は8ページ、位置図は、33・34ページになります。

申請地は、関市役所の南西600m程に位置する登記・現況地目 田 1, 787㎡。

農地の区分は、申請地から概ね300m以内に、長良川鉄道関市役所前駅があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、刃物製造販売業駐車場でございます。

なお、この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

譲渡人は、農業経営の跡継ぎがないため、譲受人からの申し出により売りたいと言うもの。

譲受人は、従業員駐車スペースを潰して工場を増築したところ、他に確保した駐車場だけでは駐車場が不足してしまい、増員した社員の必要分も含めて、新たに50台分の駐車場を確保したいので、申請地を購入したいと言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

こちらの転用事業者ですが、令和元年に、従業員駐車スペースを潰して工場を増築するため、駐車場が不足することから土地を購入したいという理由で、駐車場95台分の転用をしてみえます。

今回の申請は、新しく従業員駐車スペースを潰して工場を増築したところ、令和元年に確保した駐車場だけでは駐車場が不足してしまうという理由です。そういったことから元々の計画がどうだったのかということが考えられるかと思えます。

新工場は電気がついておりましたので、もしかしたら稼働している状態であるとする、すでにある駐車場で十分賄えているのではないかと考えると、今回の申請はどういうものなのか、当初の計画はどうなっているのか、というところを検討する必要もあるのではないかと考えます。

この点を踏まえ、県にも、総会での意見の詳細な説明をする必要がありますので、みなさんのご意見を頂け

たらと思います。

11番の案件

位置図は、35・36ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターの東530m程に位置する登記地目 畑 現況地目 田 363㎡のうち175㎡。登記・現況地目 田 1, 883㎡のうち815㎡。2筆合計990㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、貸駐車場です。

譲渡人は、高齢となり、耕作が困難なため、譲受人の要望により譲り渡すと言うもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、近隣住民の要望により、貸駐車場として、申請地を譲り受けると言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

本日、お配りしました5条-11の資料をご覧ください。

本転用事業者でございますが、資料2の5ページを見ていただきたいと思います。先ほど田下委員さんが言われましたように、分譲住宅が建っていない、とのこと。この許可は、武芸川高野地内に許可日から令和元年12月20日までに分譲住宅を1棟建築するという工事内容で下りたものですが、現状は、「売物件」と言う看板が許可地に立っているだけです。

早急に分譲住宅を建設していただく事が第一条件ではないかと考えます。

また、資料の1ページから4ページを見ていただきたいと思います。1ページですが、本申請地が向かって一番右側のところ。すぐそばに貸駐車場や貸駐車場整備工場として転用を取って見えます。「貸」が付く申請であるにも関わらず、転用許可後、売却されております。まず一つ目が申請地の隣に建物があると思うのですが、その隣ですね。令和3年6月9日に5条で貸駐車場整備工場として許可を取って見えます。こちら、本申請者さんが自動車整備工場を造って貸すということで〇〇オートさんとの間で事業用の賃貸借契約を締結してみえます。しかし、〇〇オートさんは「借り」ではなく、ここを購入し、工場も〇〇オートさんの代表者が建ててみえるようでございます。

もう一筆その隣ですが、令和4年1月31日5条で貸駐車場という転用を取って見えます。こちら申請者さんと〇〇オートさんとの間において土地の賃貸借契約を締結してみえます。しかし、こちらを購入されたのが真ん中に建っている建物の会社さんがこの土地を買って駐車場として使ってみえるようです。すべて「貸」で転用をとられてすぐ売却されておられます。

本申請地につきましても、賃貸契約がまた同じく〇〇オートさんという点、また駐車場の契約については真ん中に建っている会社さんと契約しているという点から、本当に「貸」としてやられるかという、転用の信頼性を考える必要があるのではないかと考えます。こちら踏まえまして、県に詳細な説明が必要な案件でございますので、担当地区の農業委員さんのご意見もお伺いしつつ、みなさんのご意見を伺いたいと思います。

12番の案件

位置図は、37・38ページになります。

申請地は、金竜小学校の東280m程に位置する登記・現況地目 畑 536㎡。

農地の区分は申請地から概ね300m以内に、関市役所西部支所があるため、第3種農地と判断します。

転用目的は建築業資材置場です。

なお、この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

賃貸人は、農業経営が難しいため、賃借人の申し込みに応諾したと言うもの。

賃借人は、建築業を営んでおり、業務拡張のため、資材置場を探していて、申請地の借り受けを賃貸人に申し込んだと言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

13番の案件

議案は9ページ、位置図は、39・40ページになります。

申請地は、金竜小学校の南270m程に位置する登記・現況地目 田 459㎡。

農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断します。

転用目的は一般個人住宅です。

使用貸人は、孫が住宅の建築を検討するにあたり、土地を貸すと言うもの。

使用借人は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭となり、自己用住宅の建築を検討していると言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

14番の案件

位置図は、15・16ページになります。

申請地は、下白金公民センターの東240m程に位置する登記地目 公衆用道路 現況地目 畑 21㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしており、住宅化が著しい区域内の農地である為、第3種農地と判断します。

転用の目的は、分譲住宅でございます。

譲渡人は、農業耕作に困難な形状と面積であったところ、不動産業を営む譲受人より、本申請地を買い受け、建売分譲住宅敷地として利用したいとの申し出を受けたため、譲受人の要望に応え売却し、生活資金に充てたいと言うもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地は交通の便が良く、教育施設にも近い為、建売分譲住宅敷地として最適であると考え、一体利用地と合わせて事業を行うため、申請すると言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は4条の3番、事変の3番と同時許可案件となります。

また、先ほど9番の案件にて説明させていただいた転用事業者さんになります。

県にも詳細な説明をする必要があります。担当地区の農業委員さんのご意見もお伺いしつつ、みなさんのご意見を伺いたいと思います。

15番の案件

位置図は、43・44ページになります。

申請地は、虹ヶ丘公民センターの南西200m程に位置する 登記地目 田 現況地目 畑 328㎡。

農地の区分は、水管・下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

なお、この申請地は令和4年8月5日に農振農用地からの除外が認められております。

譲渡人は、高齢となり耕作が困難なため、譲受人の要望により譲渡すと言うもの。

譲受人は、現在、義父宅に仮住まいをしており、家族が成長し住居が手狭になったため、申請地を譲り受けて、住宅を建築すると言うものでございます。

8月15日に現地を確認したところ、畑で農地性有り確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件

議案は10ページ、位置図は、45・46ページになります。

申請地は、岐阜県魚苗センターの東320m程に位置する登記・現況地目 畑 2筆 290㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしており、住宅化が著しい区域内の農地である為、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

譲渡人は、譲受人の要望により、申請地を売り渡すと言うもの。

譲受人は、現在、妻の実家に間借りして居住しているが、子どもが生まれ、手狭になってきた事や、こどもの就園就学を考えて、妻の実家の道路対面地で立地条件の良い申請地を買い受け、住宅を建築したいと言うものでございます。

8月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権設定に関するもの4件、賃貸借権設定に関するもの2件、合計16件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

ただ今事務局の説明にありましたように、許可を得られたものにおいても申請通りの事業が進んでいないという説明があり、県に説明するのに皆さんのご意見をお伺いしたいということです。第1地区担当の安田委員、臼田委員、山田彰委員さんから、案件の1番から7番につきまして、ご意見や補足説明がありましたらお願いします。

○1番（安田美雄君）

5条1番2番について、特に問題ないと思います。

○2番（臼田正嗣君）

5条3番4番5番についてですが、特にありません。

○議長（野村茂君）

5条5番もよろしいですか。

○2番（臼田正嗣君）

はい。田んぼの中にありますけど、地区協議会で許可するということになりました。

○議長（野村茂君）

営農関係については。

○2番（臼田正嗣君）

その問題も出ましたけど、はい。いいでしょうということで。

○3番（山田彰君）

5条6番7番特にありません。

○議長（野村茂君）

5条1番から7番の案件について意見伺いました。

ご意見のある委員さん挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

ご意見ございませんようですので、次に、第2地区の現場確認をされた、井上委員、野田委員、八代委員さんからご意見を頂きたいと思っておりますので、案件の5条8番から10番につきまして、ご意見や補足説明がありましたらお願いします。

始めに井上委員さん。

○4番（井上正隆君）

はい。5条8番何もありません。

○議長（野村茂君）
はい。野田委員さん

○5番（野田卓志君）

はい、5条9番。申請自体は問題ないのですが、先ほどから問題になっている不動産屋さんなので、ここは審議をいただかないといけないと思います。

僕もこの資料を今日見たので、ここまで酷いと思っていなかったのですが、過去に是正勧告が出ていて、誓約確約書を出しても、それでも直らないということは、この業者が出す申請の案件について、受けないとしてもいいんじゃないかという位の事態だと思います。次の申請の際に確約していただいたとしても信憑性は無いと思います。ですから、今まで出しているものを申請通りにしていただいて、そうでないと案件としては通さないという位の姿勢を見せていかないと、今後もずるずると行ってしまうのではないかと思います。

先ほどは発言をしませんでしたが、その辺しっかり皆さんで議論していただいて、最終の結論を出していただいた方がいいのではないかと思います。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。
次、八代委員さんお願いします。

○八代委員

5条10番の案件ですけど、〇〇〇〇さんが駐車場を買われたという件です。本申請の前回5条許可をとって、大きな駐車場をつくっていますが、駐車場に工場を建てるから駐車場がなくなるため今回の申請をするということを聞きました。造る条件としては問題は無いかと思います。ただ、さっきの説明では駐車場があるのにまた駐車場を造るといのはおかしいと言われました。工場を拡大するために建てるという話を聞いたので、僕たちはそれでいいと思ったのですが、おかしいですか。内容がわかりません。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

令和元年8月の総会で出てきている申請が、従業員の駐車スペースを潰して工場を増築するため、駐車場が不足するので、申請地を購入したいということでした。購入されたのは、資料の〇〇〇〇製作所駐車場と書いたところです。駐車場を潰して造られるというのは〇〇〇〇さんの建物の南側ですね。そこに新しい工場を造るために、隣の筆を駐車場にしたいということで以前転用が出されました。今回もその時増築した工場の従業員用の駐車スペースを確保するための申請をされており、そんなに駐車場が必要か、というところをみなさんと審議していただきたいです。

○八代委員

現場をよく通るので、見ますが、工場の前に駐車してある車は東側にもってくるのでそんなに空きではないです。

工場を造るとまた駐車場が足りないであろうという判断です。工場の前に大型の車も入るし、足りないであろうという判断です。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

ありがとうございます。

縦に3列車が並んでいるところに、現在建物が建っている状態ですが、その人たちが東側の駐車場に停めて満車の状態である。それでもまだ足りないという状態よろしいでしょうか。

○八代委員

はい、車3列停めてあるところは、物が建っていましたかね？

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

ここに新しい建物が建っております。すでに電気がついております。

○八代委員

もう建っていますか。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

はい、航空写真が古いので。

○八代委員

この3列の駐車場は車が停められないようになっている？

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

はいそうです。この3列の駐車場の上に建物が建っています。ここに建物を建てるため、他に従業員の駐車スペースの確保が必要であることから令和元年に東側の転用を取ってみえます。

今回の申請理由は、令和元年に従業員駐車スペースを潰して工場を増築したところ、確保した駐車場だけでは従業員の駐車スペースが不足してしまい増員した社員の必要分も含めて新たに50台分の駐車場を確保したいということであります。そのため当初の計画がどうだったのだろうかというところがあるかと思います。どうしても車を停めるところがないということであれば致し方ないということですし、場所的にも転用の許可ができる第3種農地であるため、大丈夫かとは思いますが、しかしみなさんの意見を持っていかないと、まだ元年にやられたばかりですので、まだ必要ですか、ということをお県のほうから指摘されますので、その辺りも含めて皆さんのご意見を伺えたらと思います。

○会長（野村茂君）

今、5条8番から10番までについて担当地区の意見をいただきました。他に、8番から10番までについて補足説明のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

よろしいでしょうか。それでは他にご意見のある方はございませんか。

（挙手無し）

それでは5条11番から16番までの案件について、担当地区の委員さんのご意見をお伺いしようと思えます。初めに足立委員さんをお願いします。

○11番（足立昌人君）

（5条11番について）現状、〇〇〇の岐阜工場が建っておりまして、その左側の土地を自動車屋さんで購入されて、さらにその左側を駐車場に使うということになっております。現在建物は建って工場が動いているようですが、工場の内容までは調べていないです。今回の申請ですが、現在〇〇〇の工場の南側に駐車場がありますが、手狭になったため本申請地を利用されるということをお伺いしました。

資料にあるように〇〇オートさんと〇〇〇さんとの間に賃貸借契約があるなどそういうことは伺っていませんでした。外見上は、申請地の土地所有者も高齢になっておられ、息子さんもあまり農業をされていないことから譲り渡すということで、詳細は今知りましたという感じです。

○議長（野村茂君）

（5条11番について）状況を今知られたということですが、こういった状況で申請としてはよろしいかなというようなご意見はございませんか。

○11番（足立昌人君）

本来の目的がおっしゃる通りの使われ方でしたら、それはそうかなと。先ほど話のありました武芸川のところの話で、建てなければいけないところに建てていないという話の件が来ている業者さんと同じということがよくわかりませんが。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございました。

永田委員さんお願いします。

○13番（永田千春君）

はい。5条12番13番については問題ないかと思えます。14番については、4条の3番と事変3番と同時許可ということで、申請自体は問題ないかと思えますが、さきほど野田委員さんの話でもありましたように、業者さんの問題です。それは私どもはわからない。その業者のことを排除するとか、その申請を受け付けられないということができないとなると、委員として意見はございません。

○会長（野村茂君）

はい、ありがとうございました。

西田委員さん。

○西田委員

15番、16番については問題ないかと思えます。

○会長（野村茂君）

はい、ありがとうございました。

ただ今皆さんからご意見をお伺いしました。

確認させていただきますが、野田委員さん、八代委員さんからは、許可相当とするという意見でしたが、そのようでもよろしかったですか。

○5番（野田卓志君）、10番（八代次郎君）

はい。

○議長（野村茂君）

（5条9番10番について）

初めに9番の案件につきまして、不許可として進達するのがよいか、許可相当として進達することがよいかということをお伺いします。

許可相当として原案通り県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（挙手あり）

はい。

不許可相当として進達することに賛成の方は挙手願います。

（過半数以上の挙手あり）

ありがとうございました。過半数以上の挙手をいただきましたので9番については不許可相当として進達することにいたします。

10番の案件につきまして同じようにお伺いします。許可相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。

（過半数以上の挙手あり）

はい、ありがとうございました。10番につきましては許可相当で進達することにいたします。

続きまして、11番についてお伺いします。

（挙手あり）

はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）

5条11番の〇〇〇、事業計画変更をだしていただいて〇〇社、〇〇社から再度申請していただくというような方法は取れないでしょうか。今回の件は保留にしておいて先に事変をだしていただいて、それぞれの転売した〇〇社、〇〇社から5条の申請を出していただく方法ではクリアできないのでしょうか。

○事務局課長補佐（長谷部香織）

すでに登記済なので無理です。こちらの件につきましては、転用目的を達成する前に転売してしまっている。本来なら〇〇〇さんが貸駐車場や貸自動車整備工場を建てて貸すという契約が結ばれていますが、その転用の目的を達成しないまま〇〇オートさんの代表者の方が土地を買って建物をその方が建てている。また、貸駐車場においても〇〇〇さんが買われているということで、「貸」という業務を行っていない現実なのではないだろうかということを考えます。時系列から追っていても物を建てて売っているという感じでは無いですし、登記も確認しましたが〇〇オートさんの代表者の方が建てているような登記が入っております。この「貸」で転用されること自体が信頼性が本当にあるのかどうかという点について皆さんにご意見をお伺いしたいです。

また、武芸川の方についても、分譲住宅を造るという目的で転用をとりましたが、更地で売りに出されています。同じく武芸川で資材置場という転用をとりましたが更地で売りに出されていました。完了報告を出した翌日くらいに所有権が移っており、住宅が建築されています。ですので、この業者さんに対して、本当に信頼性があるのかという点についてご意見をいただきたいと思います。

（挙手あり）

○議長（野村茂君）

はい、野田委員さん。

○5番（野田卓志君）

はい。〇〇〇〇さん（4条3番、5条9番14番の事業者）の場合は、分譲住宅でないと転用許可がでないから分譲住宅で取ってそれを更地にして売っているという明らかな違反行為ですが、〇〇〇さんは（5条11番の事業者）そもそも買いたい人が転用の許可申請をだしても降りる案件なんですよ。この、〇〇〇（5条11番の事業者）が出さないと通らないわけではなくて、欲しい人が出していれば通る案件ですよ。

○事務局課長補佐（長谷部香織）

そうですね。この場所自体が第3種農地になりますので、本来なら欲しい人が出して買えば認められるところではございます。〇〇〇は不動産業者さんでございます。

○5番（野田卓志君）

結局信用性という意味では〇〇〇〇さん（4条3、5条9の事業者）と一緒にということですね。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

武芸川の方の住宅もそうですが、本来なら住宅を建てて売るよという申請を出しております。令和元年の5月に許可を得ているのですが、全く建つ気配もなく売り物件と堂々と出ております。

今回も「貸」という転用目的で申請をされていますが、また転売をされる可能性も無くはないのかな、というところもあり、皆さんのご意見をいただけたらと思います。

○5番（野田卓志君）

完了報告がでた後すぐ所有権移転されたということを知りましたが、完了報告された時点で土地は貸駐車場にできる状態かということは事務局で確認されてはいるんですか。

○事務局課長補佐（長谷部香織）

一応写真は撮ってきてもらっているのですが、資材置場とかであれば本来の転用目的の資材が置いてないといけないところに何も置いていない。

例えば駐車場とかであれば出払っているときに写真を撮ったということであれば問題ありませんが、この分譲住宅という申請のための場所で、物も建っていないのに完了するのはあり得ないかと思えます。

先に出た貸駐車場と工場の方ですが、これも地目を宅地に変更して、出てきた瞬間に変えられてしまいますので、〇〇〇さんが建てられたのか〇〇オートさんが建てられたのかということは確認できないんです。

その時点では判断が付きませんが、登記が入ってきて、造った人が違うねとそこで分かるということです。

○議長（野村茂君）

他にご意見、ご質問ございませんか。

（挙手無し）

はい、それではございませんようですので、11番についても皆さんのご意見お伺いしたいと思います。

原案通り進達するか、不許可相当として進達するかをお伺いしたいと思います。

始めに原案通り進達するということに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

はい。不許可相当として進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（過半数以上挙手あり）

ありがとうございます。過半数以上の挙手をいただきました。

ただ今、皆さんにお伺いしました、9番、11番については不許可相当として進達したいと思います。

それでは、質疑も無いようですので、議案第3号の16件については9番と11番を不許可相当、他の14件については許可相当として県に進達することといたしますがご異議ございませんか。

（異議なし、同時に意見あり）

○1番（安田美雄君）

14番の〇〇〇〇は9番と同じ扱いにするということですか。

○議長（野村茂君）

すみません。14番についてもお伺いします。原案通りとして進達するか、不許可相当として進達するかお尋ねします。

○13番（永田千春君）

議長、質問です。4条の3番と事変と一緒の案件ですよ。

○議長（野村茂君）

一緒ですけど、4条は皆さん認めていただいたので、ここで撤回するということはいかがなものでしょうか。

○13番（永田千春君）

5条14番でも一緒なんですよ。5条だけ不許可というわけにはいかない。

○議長（野村茂君）

そうですね。

○13番（永田千春君）

申請内容は問題ないと思うんですけど、業者さんが申請通りやらないということなんですよ。

○議長（野村茂君）

そうですね。

○13番（永田千春君）

これをどうするということですが。

○議長（野村茂君）

4条と5条という違いがあるだけなんですけど。

（挙手あり）

はい、野田委員さん。

○5番（野田卓志君）

4条3番も分譲住宅ですよ。ということは同じことが懸念されるということですよ。もう一度確認だけしていただいて、なぜ4条がよくて5条がよくないのかという話に当然なると思うので。再度、審議はよくない事かと思いますが、確認していただいた方が、私はよいのかなと思います。

○議長（野村茂君）

ありがとうございます。

ただ今ご意見ありましたように5条14番は不許可相当で4条3番は通すのかということになります。ここで皆さんにもう一度お伺いします。もう一度4条の3番について審議するという事でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは4条の3番について、改めて皆さんのご意見をお伺いします。原案の通り県に進達するという事に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

不許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

（過半数以上の挙手あり）

はい、ありがとうございます。

議案第2号の農地法第4条第1項の3番につきましては、不許可相当として県へ進達します。1番、2番につきましては原案の通り県に進達することといたします。

（挙手あり）

はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）

はい。今後、事務局等になぜ通らなかったのかという問い合わせがあるかと思いますが、過去にこういったことがあり、それを是正すれば申請ができるというようなことでないと、事務局としては困ると思うのですが。個別案件にすれば、履行さえ確認できればこの申請は有効だと思うのですが。今不許可ということですが、資料にありますように過去に履行がされていないような案件がありますので、こういったものについてきちんと履行がされれば今後だしていただいてもいいですよということでない事務局としては困るかと思うのですが。

○議長（野村茂君）

はい、ご意見の通りだと思います。

○1番（安田美雄君）

商売でやっておられるので。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

そうですね、すべての案件がダメと言うことではなく、まず転用を取ったものを順番にやっていただいたうえで今回の申請もしていただければよいと思いますが、全て中途半端でやられないまま、次々行く。ましてや今回のこの申請地も、平成29年度にとられている申請のものが、実は今回の5条でできてきている筆の分がひっかかったということで改めて申請が出されてきた案件になります。本来なら、29年の時に許可日から平成30年9月末日までに住宅が3棟建っていないといけない案件ではありますから、きちんと履行し、完了したら次を認めますよということはある程度厳しくしていかなければいけない。他の企業さんもそうですが、事業の目的を達成したら次を認めますよ、というような形はとっていきたいと思います。

○1番（安田美雄君）

分かりました。

○議長（野村茂君）

最終的な内容を報告させていただきます。

議案第3号は9、11、14を不許可相当として岐阜県知事に進達します。

続きまして、先月の総会で継続審議となりました17番の案件につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

17番の案件

先月の継続審議となりました、案件について説明させていただきます。

議案は10ページ、位置図は、47・48ページになります。

申請地は、島集会場の南西280m程に位置する登記地目 田 現況地目 畑 2, 200㎡。

農地の区分は、農振農用地です。

転用の目的は、メッキ請負業駐車場でございます。

賃貸人は、賃借人と駐車場利用を目的で賃貸借契約を結び、賃借料を得ると言うもの。

賃借人は、従業員の駐車場として土地を借りると言うものでございます。

現地は畑として使用されており、農地性ありと確認しております。

前回の申請との主な変更点につきましては、本日お配りいたしました、A3の資料で、5条-17と右上に書いてある資料をご覧ください。

前回、8月総会の土地利用計画図には駐車場部分にアスファルト舗装を行い、調整池の底の部分はコンクリートバリと言う申請でありました。

今回、9月総会の申請では、駐車場部分はアスファルト舗装はせず、耕土をはがし、砕石を入れる砕石舗装と言う計画に変更されました。

また、調整池の底の部分も砕石舗装と言うことで、変更をかけてこられました。なぜ、一時転用にて駐車場の確保が必要となったかにつきましては、工場敷地内において、メッキ工場の排水処理施設の設置が必要となり、排水処理施設の設置を急いでいるとの事であります。排水処理施設は、工場から処理施設へ排水を流入させるため、工場敷地内に設置する必要がある、敷地外でも設置は不可と言う事でございます。

工場敷地内には駐車場がありますが、駐車場に排水処理施設を設置されると事で、駐車場が必要になる訳でございまして。なお、農地復元に関する誓約書が添付されておりますが、工事工程表（資料につけてあります）を見ていただくと3年目の11か月、12か月目に農地復元工事とあります。

農地復元工事期間は砕石を取り除き、耕土を入れたり、周りを囲んだコンクリートブロック壁を取り除いたり、調整池のコンクリートを壊したりする工事でありますが、駐車場として利用出来ない期間が出来るので、その間はどこか違う場所に車を止める事が出来るのか、というところを審議していかなければならない部分かと思っております。

いろいろなご意見があるかと思っておりますが、県でも農業委員会の意見はどうかということをお聞かせいただけますので、皆さんの率直な意見をお聞かせいただければと思います。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。担当地区の安田委員さん補足説明はありますでしょうか。

○1番（安田美雄君）

前回の図面と比べていただきますと、アスファルトの舗装が砕石の舗装に変わったということが大きな変化かと思っておりますが、新の方の地図を見ますとこれを元に戻そうとするとかなりの労力が要りますし、非常に現実性が私としては厳しい気がいたします。もう少し、設計内容が駐車場として使うならば周囲を囲ったり、緑地帯を設けたりするのが必要ではないかと思っておりますが、いずれにしても工期内に元に復元するという事を言っておりますので、現状ではやむを得ないかなと思っております。

しかし、もう少し設計変更を、簡素なものに。これだけの経費をかけて3年で壊すのは勿体ないような気がします。その後継続して何かを考えておられるということが想像できますが、今から言えませんが、もう少し設計を見直していただくことも必要かなと思っております。いずれにしても本人はそのように回復するとい

うことを言っておりますので、この一時転用やむを得ないかなと思っております。

○議長（野村茂君）

他に補足説明のある委員さんはございませんか。

（挙手あり）

野田委員さん

○5番（野田卓志君）

農振地域内は3年しか期間が取れないということでしたね。その後使用し続けたいといっても無理な話なんですよね。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

3年が限界ですので、それ以上に一時転用を延ばすことはできません。

ただ、事業計画変更を出して、5条申請を出すとそのままの形のまま転用ができるということになります。

○5番（野田卓志君）

農振除外をしなければならない。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

はい、農振除外をしなければなりませんので、この一時転用の期間中に農振除外の手続きが必要となります。農振除外の手続きが終わった時に事業計画の変更をだされて5条申請をだして、そのままの形を保ったまま駐車場にすることは可能となります。ただ、今どうして一時転用で出さなければならないかと言いますと、用水の関係で頭首工の工事が8年経過していないと除外ができないよということで、まだ8年の計画の期間中です。除外申請を2回ほど提出されましたが、8年未経過ということで除外が認められていません。その関係で、一時転用をして、その間使う。一時転用の期間が来るまでに除外をして、除外ができた時点で若干一時転用の期間が残りますので、その間に事変をして5条申請をして、そのままの形のまま使うという計画が可能となります。

○5番（野田卓志君）

駐車場を使う計画を急いでみえるのと、覚書があれば疑わしいけれど、疑わしいだけで、黒ではない。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

今後こうであろうということはわかっています。

ただ、現申請はあくまでも一時転用の申請ですので、一時転用の許可見込みがあるのか。

前回の申請は、あくまでも5条許可後の出来上がった形での申請で、一時転用の域を超える申請だろうということで保留となっています。

今回の場合はアスファルト舗装をやめて、碎石を敷くということです。当然、外の枠は土が流れないように囲まれるのは当然のことかと思えますし、調整池は1000㎡を超えてくるものですから、他のところに迷惑をかけてはいけなから、ということで造るという申請をしています。

今は、本申請の一時転用という視点で審査をしていただければと思います。

○5番（野田卓志君）

そうすると、書類上、理由上、全く問題は無いと僕は感じてしまうのですけれど。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

あとはコンクリートブロックを打たれると思いますが、簡単なものではないと思うので、農地に復元できるのかということの視点で見ていただければと思います。

○5番（野田卓志君）

ありがとうございます。

○議長（野村茂君）

他にご意見ありませんか。

無いようですので、今、事務局から説明がありました通り、農地として復元をされるかどうかというところでございます。そこを憶測していいものかどうかがよくわかりませんが、そういった心配される場所もありますので、みなさんのご意見をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。要するに原案通り進達するか、不許可相当として進達をするかを諮ってもよろしいでしょうか、ということですが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議が無いようですので、お諮りいたします。17番の件につきまして、原案通り県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（過半数以上の挙手あり）

ありがとうございました。過半数以上の挙手をいただきましたので、17番の案件につきましては岐阜県知事に原案通り進達することとします。

続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は11ページになります。

1番の案件

位置図は、19・20ページになります。

申請地は、富岡小学校の南西410m程に位置する現況地目 宅地 512㎡。

農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

変更内容は転用事業者と転用目的の変更です。

当初事業計画者は、昭和47年2月28日付にて社宅敷地として5条の転用許可を得ておりますが、その後に申請地よりも社宅敷地として利便性の高い土地を見つけたため、計画が頓挫しておりました。事業計画変更申請者は、申請地を譲り受け、自己用住宅敷地として利用したいというものでございます。

5条2番と同時許可案件となります。

2番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、富野小学校の南160m程に位置する現況地目 畑 342㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内であるため第2種農地と判断します。変更内容は、転用事業者と転用目的の変更です。

当初事業計画者は、平成14年1月22日付にて駐車場・蚕渣処理場として5条の転用許可を得ておりますが、その後、分筆し、一部を駐車場として転用しましたが、その後、亡くなられたため、計画が頓挫しておりました。

事業計画変更申請者は、申請地のそばに住んでいるが、家族が増え、住居が手狭になったため、敷地内に住宅を建設しようとしたが、土砂災害特別警戒区域に指定されており、住宅の建設が出来ないため、本申請地を買い受け、住宅を建設したいというものでございます。

なお、本案件は、5条6番と同時許可案件となります。

3番の案件

3番の案件につきましては、先ほどの4条の3番の案件が不許可相当となりましたので、

この案件においても、同時許可ですので、不許可相当となります。

そのため説明を省かせていただきます。

以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより裁決します。議案第4号の1番2番については原案のとおり、3番については先ほどの4条5条で不許可相当と決定をいただきましたので、不許可相当として岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第4号の1番2番について原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

3番の案件につきましては、不許可相当として岐阜県知事に進達することと致します。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認について を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は13ページになります。

議案の訂正をお願いします。2、3、5、6番、使用貸借更新とありますが、新規に訂正をお願いします。

賃貸借権設定の設定に関するものについて、更新が2筆 3, 587 m²

使用貸借権設定に関するものについて、新規が 4筆6, 970 m²。

合計6筆10, 557 m²でございます。

地区は 肥田瀬、下有知、武芸川の3地区です。

権利の設定を受ける者は、〇〇農産他でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（野村茂君）

ありがとうございました。質疑はございますか。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、採決します。議案第5号について異議の無い方は挙手願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第5号農用地利用集積計画については原案の通り承認することといたします。

次に、報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長谷部香織君）

報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを報告します。

議案は14ページになります。

行政書士等から、山林化されている農地などの現況を確認し、非農地判断をして欲しいと依頼のあった土地について、8月に農業委員会事務局にて現場確認を行いました。

その結果、植林ではなく農地を放置した事により、雑木が生え、山林化された土地について、農地台帳から削除すると言うものでございます。

議案の現況地目がすでに、山林・原野となっておりますが、この地目は、税務課のデータを引用しており、税務課においても、現況が山林化されていると確認しているものであります。

事務処理としましては、8月2日と15日に現場確認を行い、農業委員会事務局内で決裁を取り、その後、岐阜県知事、岐阜地方法務局美濃加茂支局長、市役所税務課長、所有者に対し、非農地通知書を送付してい

ます。この非農地通知書を添付し、法務局に申請することにより、登記簿に記載されている農地から、山林等に地目変更をすることができます。

地区は、上之保、志津野2地区の2筆です。

以上 1件を報告させていただきます。

議長

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

午前13時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

_____ (印)

18番

_____ (印)

19番

_____ (印)